

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百五十万円、資本準備金の額を一千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月一日

名古屋市中東区社台一丁目一一番地の一

有限会社M A R B L E I n c .

代表取締役 伊藤 彰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年五月一日

宮城県仙台市青葉区立町一番一号

宝フリート株式会社

代表取締役 野口 三郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年五月一日

山形県天童市鎌田一丁目一三番一号

野口産業株式会社

代表取締役 野口 三郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年五月一日

東京都品川区西五反田三丁目七番一〇号

株式会社数理技研

代表取締役 小川 浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年五月一日

東京都中央区銀座一丁目二番四号N & E B L D . 六F

ブライントーンパートナーズ株式会社

代表取締役 尹 熙元

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十二・五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年五月一日

川崎市中原区新丸子東二丁目八九五番地

株式会社日本トータル・システム

代表取締役 富田 輝久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷二二九〇

杉田電線株式会社

代表取締役 杉田 晃一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

東京都大田区羽田一丁目八番七号

斎藤遠心機工業株式会社

代表取締役 斎藤 光生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

石川県金沢市示野中町二丁目四五番地

株式会社デルコン・ホクワ

代表取締役 福田 雅彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

山梨県南アルプス市飯野二九七〇番地

白根ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役 金丸 一元

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

長野市市場一番地一

林業笠原造園株式会社

代表取締役 笠原 通

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年五月一日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

福太郎インポート株式会社

代表取締役 樋口 元信

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村武が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都港区六本木一丁目六番一号

Speedmarque 2013 Limited

日本における代表者 中村 武

限定承認公告

本籍香川県坂出市府中町五五六四九番地、最後の住所香川県坂出市府中町五五六〇番地二 被相続人 亡 酒本 聡

右被相続人は令和七年九月推定二十一日から三十日までの間死亡し、その相続人は令和八年四月二十二日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月一日

香川県坂出市府中町五五六四九番地一

相続財産清算人 酒本 修

香川県丸亀市本町二五番地 久保ビル

代理人弁護士 馬場 俊夫

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より、株式売渡請求があり、当社はその旨を承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所

塩田 恭雄（住所、兵庫県伊丹市野間七丁目六番二号）

一、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

当社は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます）として、その有する本売渡株式一株につき二万五千円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

一、売渡株式等の取得日

令和八年六月一日

一、株式等売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、株式取得日後遅滞なく、株式取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当会社による剰余金の配当の交付の方法に準じて交付いたします。なお、当該方法による交付ができないに当社は指定した方法により（本株式売渡対価の交付については特別支配株主が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払いを実施いたします。

令和八年五月一日

東京都大田区本羽田三丁目一番二〇号

株式会社アグ・ブレインズ・システム

代表取締役 塩田 恭雄